

# 米原市景観フォトコンテスト実施要領

## 1 目的

米原市には、雄大で存在感のある伊吹山とともに形づくられてきた水、歴史、暮らしを象徴する景観が数多くあり、これらは市民にとって市外に誇れる貴重な共有財産です。このような景観資源を保護育成するため、良好な景観の形成に関する方針や景観ルールなどを定めた「米原市景観計画」を策定しました。景観計画の中では、それぞれの地域が有する景観の価値に気付き、共有していく過程を通じて保全し、創造し、次代に引き継いでいくことが必要であると

しています。  
このことから、市内の素晴らしい景観資源を把握するとともに、市民に対する景観保全意識の高揚を図ることを目的にフォトコンテストを実施します。

## 2 主催 米原市

## 3 募集期間 平成26年11月1日（土）～平成27年2月28日（土）

## 4 応募資格 どなたでも応募いただけます。

## 5 撮影場所 米原市内

## 6 募集部門

- ・歴史文化の景観…旧街道、伝統的建造物、社寺仏閣など
- ・暮らしの景観…山村集落、田園、農林漁業、水場、生業など
- ・水と緑の景観…伊吹山、里山、琵琶湖、河川、溪谷、水辺、動植物など
- ・にぎわいの景観…商工業地、駅、鉄道、祭り、伝統行事、イベントなど

## 7 応募規定

- ・作品は、おおむね3年以内にデジタルカメラ・フィルムカメラにより撮影された写真に限ります。なお、過去にコンテスト等で入賞等された作品は応募できません。
- ・作品は1枚を1作品とし、プリントして応募してください。応募できる点数は1人4作品までとし、作品ごとに応募票の必要事項を明記してください。
- ・プリントは白黒・カラーを問いません。ただし、加工した作品での応募は受け付けません。
- ・写真のサイズはA4版（210mm×297mm）写真用の光沢紙を使用してください。
- ・応募作品の著作権は、撮影者に帰属します。
- ・応募作品は返却いたしませんので、あらかじめ御了承ください。
- ・主催者は、応募作品の無償の使用権を無期限に有するものとします。
- ・応募作品は米原市の景観PR、観光PR等のため、市の広報誌、市行政放送「伊吹山テレビ」、市公式ホームページへの掲載など、さまざまな機会に使用させていただきます。
- ・応募いただいた写真を使用させていただく場合は、原版（ネガフィルム・データ等）を提出いただきます。
- ・応募作品の肖像権等の責任は負いかねます。

## 8 応募方法

既定の応募票に必要事項を記入し、応募写真の裏面に貼りあわせて米原市役所都市計画課（近江庁舎）へ郵送（当日消印有効）または持参してください。ただし、持参いただく場合は、募集期間中の執務時間中に限ります。  
（土・日・祝祭日・年末年始の閉庁日を除く午前8時30分～午後5時15分）

## 9 審査日時 平成27年3月中旬

## 10 審査 米原市景観審議会で選定します。

## 11 入賞

- ・米原市長賞：1点（賞状、記念品）
- ・部門別最優秀賞：各部門1点（賞状、記念品）
- ・部門別優秀賞：各部門1点（賞状、記念品）
- ・入選：各部門2点（賞状、記念品）

## 12 発表および展示

発表は、入賞者に直接通知致します。入賞された作品および佳作については、市の広報誌、市公式ホームページに掲載する他、米原市民交流プラザ（ルッチプラザ）ロビーなどで展示をする予定です。なお、その際、氏名と題名は公表扱いとします。

## 13 個人情報の取り扱い

御提供いただく個人情報は、適正に管理し、本コンテストの実施に伴う目的以外では、使用・提供しません。

## 14 応募先および問い合わせ先

〒521-8601 米原市顔戸488番地3  
米原市土木部都市計画課 電話：0749-52-6926 FAX：0749-52-8790